参考資料2

子どもの読書活動の推進に関する法律

「（仮称）立川市子ども読書活動推進計画」の策定について

立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

立川市子ども読書活動推進計画策定までの経緯

立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会開催経過

立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会開催経過

立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会名簿

立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会名簿

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年法律第 154 号

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念ののっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑の実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　政府は、子どもの読書活動推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読者活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読者活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3　国及び地方公共団体は、子どもの読書の日の主旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〇衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一　本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二　民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の

推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本と楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四　学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五　子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「（仮称）立川市子ども読書活動推進計画」の策定について

1　目的

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。一方、子どもたちの生活環境はテレビやゲーム、インターネットの普及などにより激変しており、読書調査などに表れているように、子どもの読書離れが進んできている。よってこれらのことに対応するため「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成１３年１２月公布）第９条第２項の規定に基づき、立川市のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書環境を整備するため、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定する。

＜参考＞「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成１３年１２月公布）

第９条第２項　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。

2　対象

この計画は子ども（おおむね１８歳以下の者をいう）を対象とする。

3　計画年度

平成１７年度から２１年度までの５年間を計画年度とし、第３次長期総合計画第２次基本計画に必要な施策を位置付けることとする。以後、５年ごとに計画の見直しを行う。

4　検討の方針

国の子ども読書活動推進基本計画及び都子ども読書活動推進計画を基本とし、立川市の現状と課題を踏まえながら、生涯学習推進計画の一環として、家庭、地域や学校における子どもの読書活動の推進のための取り組みとそのための環境整備について検討する。

5　策定方法

庁内で検討委員会を組織し、市民意見を取り入れながら検討し、教育委員会の議、庁議の承認を経て決定する。

（1） 市民参加

広く市民の意見を反映できるよう、次のような手法を取る。

① 意見を公募する。

ア　検討を始める前に、意見を公募する。

イ　素案を公開し、意見を公募する。

② 課題調査、実態調査を庁内だけでなく、民間の施設（幼稚園等）やボランティアに対しても行う。

（2） 図書館協議会の提言

図書館協議会に提言を求める。なお、提言内容は、図書館サービスに限定せず、広く子どもの読書活動に関わることがら全般を対象とする。

（3） 調査

課題調査、実態調査を行う。庁内関係部署、学校、民間の施設（幼稚園等）やボランティア、子どもを対象とし、それぞれに応じた調査形式を取り、子どもの置かれている読書環境を明らかにする。

（4） 庁内検討のための組織

子どもの読書環境に関わる部署より組織する。

詳細は設置要綱（別紙１）による。

（5）スケジュール

策定期間は平成１５年度及び１６年度とする。

立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年法律第１５４号）第９条２項の規定に基づき、立川市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定するため、立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討委員会は、次の各号に掲げる事項について処理する。

（１）子ども読書活動推進計画の策定に関すること。

（２）その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、教育部長を充て、副委員長は、図書館長を充てる。

３　委員は、別表第１に定める者を充てる。

（職務）

第４条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　委員は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

（作業部会）

第５条　検討委員会に付議する事案について必要な事項を調査研究するため、作業部会を置く。

２　作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

３　部会長は、図書館長を充て、部会員は、別表第２に定める者を充てる。

（会議）

第６条　検討委員会及び作業部会は委員長が招集する。

２　検討委員会は、必要があると認めたときは、部会員の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（計画の決定）

第７条　子ども読書活動推進計画の決定は、教育委員会の議を経て、庁議の承認を受けて行うものとする。

（庶務）

第８条　検討委員会及び作業部会の庶務は、図書館において処理する。

（委任）

第９条　この要綱の施行について必要な事項は、教育部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年１０月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

総合政策部企画政策課長、子ども家庭部子ども育成課長、子ども家庭部保育課長、福祉保健部健康推進課長、教育委員会教育部指導課長、教育委員会教育部生涯学習課長及び公民館長

別表第２（第５条関係）

（１）　次の職にある者で当該所属長から推薦のあったもの　各１人

総合政策部企画政策課主査 、子ども家庭部子ども育成課の係長及び子ども家庭部保育課の係長

（２）　福祉保健部健康推進課母子保健係長、教育委員会教育部指導課指導主事、教育委員会教育部指導課指導係長、教育委員会教育部生涯学習課生涯学習係長、公民館事業係長及び図書館サービス第二係長

立川市子ども読書活動推進計画策定までの経緯

平成１３年１２月　　子どもの読書活動の推進に関する法律公布・施行
平成１４年　８月　　「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定(国)
平成１５年　３月　　「東京都子ども読書活動推進計画」策定
平成１５年１０月　　立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱
平成１５年１０～１１月　子どもの読書活動に関する調査実施

立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会開催経過

回	開　催　日	内　　容
1	平成１５年１２月 ２５日	･検討委員会の進め方について ･フリーディスカッション ･基本資料､実態調査結果の概略について ･計画の名称について
2	平成１６年　２月 ２７日	･図書館協議会の提言について ･作業部会の進捗状況､検討内容について
3	３月 ２４日	･作業部会の進捗状況 ･作業部会の検討内容｢小学生の読書活動の推進｣について
4	４月 ２８日	･経過報告 ･作業部会の検討内容｢小学生の読書活動の推進｣について
5	５月 ２１日	･作業部会の検討内容｢小学生の読書活動の推進｣について
6	７月　１日	･作業部会の検討内容｢中高生の読書活動の推進｣について ｢ ボランティア｣について
7	１１月 ２５日	･計画（素案）について
8	平成１７年　１月 １８日	･計画（素案）について
9	２月 ２２日	･計画（素案）について
10	７月　７日	･計画（案）について

立川市子ども読書活動推進計画検討委員会作業部会開催経過

回	開　催　日	内　　容
1	平成１５年１２月 ２６日	・子どもの読書推進計画概要 ・「子どもの読書に関する調査」資料説明 ・今後の進め方
2	平成１６年 １月 ２１日	・課題の把握と検討～保護者への働きかけ
3	２月　 ９日	・課題の把握と検討～乳幼児の読書活動
4	２月 ２３日	・ブックスタートについて ・課題の把握と検討まとめ～保護者への働きかけ 乳幼児の読書活動
5	３月　 ４日	・課題の把握と検討～小学生の読書活動
6	３月 １７日	・学校図書館の状況 ・課題の把握と検討～小学生の読書活動
7	４月 １９日	・課題の把握と検討～小学生の読書活動 中・高生の読書活動
8	５月 １１日	・課題の把握と検討～中・高生の読書活動 ボランティア
9	５月 ２６日	・課題の把握と検討～小学生の読書活動の再検討 中・高生の読書活動の再検討
10	６月 １６日	・課題の把握と検討～ボランティア
11	６月 ２４日	・課題の把握と検討～ボランティア 連携・推進団体
12	７月　 ９日	・課題の把握と検討～連携・推進団体 啓発・広報・顕彰 図書館
13	８月 １７日	・「こどもの２１プラン」との関連付けについて ・計画の名称・構成について
14	１１月 １６日	・計画（素案）について
15	平成１７年 １月 １２日	・計画（素案）について
16	１月 ２５日	・計画（素案）について
17	２月　 ９日	・計画（素案）について
18	６月 ３０日	・計画（案）について

立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会名簿

[検討委員会]

	所　　属	１５年度	１６年度	１７年度
委員長	教育委員会教育部長	栗原　聰	吉岡　正生	吉岡　正生
副委員長	教育委員会図書館長	臼井　厚	里子　和三	里子　和三
委　員	企画課長	澤　　利夫	－	－
委　員	企画政策課長	－	小町　邦彦	小町　邦彦
委　員	児童課長	榎本幸太郎	－	－
委　員	子ども育成課長	－	榎本幸太郎	有泉　清美
委　員	保育課長	川端　康久	松村　正一	松村　正一
委　員	健康推進課長	近藤　忠信	近藤　忠信	神山　昭美
委　員	教育委員会指導課長	叶　　雅之	叶　　雅之	叶　　雅之
委　員	教育委員会生涯学習課長	府中　義則	府中　義則	府中　義則
委　員	教育委員会公民館長	小林美佐子	宿澤　正則	宿澤　正則

[作業部会]

	所　　属	１５年度	１６年度	１７年度
部会長	教育委員会図書館長	臼井　厚	里子　和三	里子　和三
部会員	企画課主査	高尾　英之	－	－
部会員	企画政策課主査	－	高尾　英之	小林　健司
部会員	児童課高松児童館係長	五十嵐紀子	五十嵐紀子	五十嵐紀子
部会員	保育課見影橋保育園園長	斎藤　由美	斎藤　由美	斎藤　由美
部会員	健康推進課母子保健係長	荒井　晋一	荒井　晋一	荒井　晋一
部会員	教育委員会指導主事	山岸　寛也	山岸　寛也	山岸　寛也
部会員	教育委員会指導課指導係長	門沢　幸一	門沢　幸一	門沢　幸一
部会員	教育委員会生涯学習課生涯学習係長	新井　宏	新井　宏	新井　宏
部会員	教育委員会公民館事業係長	越川　道子	越川　道子	木下　究
部会員	教育委員会図書館サービス第二係長	中村　雪子	中村　雪子	中村　雪子